

令和4年8月3日

第113回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金事業の実施について

(福祉局)

神福く第 1497 号- 2

令和 4 年 7 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
視覚障害者情報の収集について  
(条例第 7 条「収集の制限」について)

担当：福祉局くらし支援課

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
視覚障害者情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条3項に該当

**【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業のために収集する情報項目】**

◎視覚障害者に関する情報

住基個人番号

カナ氏名

生年月日

神行住第 1065 号  
令和 4 年 7 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

担当：行財政局住民課

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務のため利用する情報項目】

○住民基本台帳情報

申請者番号  
ファイル作成日（異動日）  
区コード・区名  
住基個人番号  
世帯番号  
住民票コード  
住民区分  
氏名・(漢字・アルファベット・カナ)  
通称  
宛名  
送付コード  
生年月日  
性別  
続柄コード  
郵便番号  
住所  
方書  
転出予定先住所・郵便番号・方書  
転出予定日  
利用者用証明書シリアル番号  
住民日  
届出日  
転出入日  
前住所日  
前住所・郵便番号・方書

神行税市第 2402 号  
令和 4 年 7 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
神戸市課税情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

担当：行財政局税務部市民税課

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
神戸市課税情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

**【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業のために利用する情報項目】**

○神戸市課税情報

住基個人番号

世帯番号

カナ氏名

続柄

住民税課税情報

扶養情報

神福政第 532 号  
令和 4 年 8 月 3 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
令和 2 年度特別定額給付金事業に関する情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

担当：福祉局政策課

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
令和2年度特別定額給付金事業に関する情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

**【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務のために利用する情報項目】**

○令和2年度特別定額給付金に関する情報

世帯番号

氏名(アルファベット・カナ)

通称名

続柄

口座情報

神福保第 1555 号  
令和 4 年 7 月 29 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
生活保護受給者情報等の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

担当：福祉局保護課

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
生活保護受給者情報等の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務のために利用する情報項目】

- 生活保護受給者に関する情報
  - 住基個人番号
  - 世帯番号
  - 漢字氏名
  - カナ氏名
  - 生年月日
  - 住民票住所
  - 居所郵便番号
  - 居所住所
  - 適用日（開始・廃止）
  - 世帯員保護適用日（開始・廃止）

- ホームレスに関する情報
  - 漢字氏名
  - カナ氏名
  - 生年月日
  - 住民票住所
  - 現居住場所

神福く第 1498 号  
令和 4 年 7 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



### 諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

### 記

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
虐待等により施設等に入所措置が採られている高齢者情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

担当：福祉局くらし支援課

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
虐待等により施設等に入所措置が採られている高齢者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

**【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務のために利用する情報項目】**

○虐待等により施設等に入所措置が採られている高齢者に関する情報

住基個人番号

世帯番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

入所施設名・住所

入所等年月日

措置自治体

神福障支第 1620 号  
令和 4 年 7 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
虐待により施設等に入所措置が採られている障害者情報等の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

担当：福祉局障害者支援課

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
虐待により施設等に入所措置が採られている障害者情報等の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

**【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務のために利用する情報項目】**

- 虐待により施設等に入所措置が採られている障害者に関する情報
- 障害児施設に入所措置が採られている障害児に関する情報

住基個人番号

世帯番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

性別

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

入所施設名・住所

入所等年月日

措置自治体

神福障更 第 298 号  
令和 4 年 7 月 29 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
視覚障害者に関する情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

担当：福祉局障害者更生相談所

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
視覚障害者に関する情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

**【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業のために利用する情報項目】**

○視覚障害者に係る情報

住基個人番号

カナ氏名

生年月日

神こ家第 2269 号  
令和 4 年 7 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
何らかの事情により施設等に入所措置がとられている児童（世帯）に  
関する情報等の利用について  
（条例第 9 条「利用及び提供の制限」について）

担当：こども家庭局家庭支援課  
こども家庭局こども家庭センター

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う  
何らかの事情により施設等に入所措置がとられている児童（世帯）に  
関する情報等の利用について  
（条例第9条「利用及び提供の制限」について）

**【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務のために利用する情報項目】**

○何らかの事情により施設等に入所措置がとられている児童（世帯）に関する情報

○児童福祉施設等措置台帳情報

○障害児施設台帳情報

住基個人番号

世帯番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

入所施設名・住所

入所等年月日

措置自治体

○里子に関する情報

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

入所施設名・住所

入所等年月日

神福く第 1497 号  
令和 4 年 7 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務のシステム化について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」について)

担当：福祉局くらし支援課

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務のシステム化について  
(条例第11条「電算機処理の制限」に関して)

◎：第11条2項に該当する情報

【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務のために電子計算機処理する情報項目】

○住民基本台帳情報

申請者番号  
ファイル作成日（異動日）  
区コード・区名  
住基個人番号  
世帯番号  
住民票コード  
住民区分  
氏名・（漢字・アルファベット・カナ）  
通称  
宛名  
送付コード  
生年月日  
性別  
続柄コード  
郵便番号  
住所  
方書  
転出予定先住所・郵便番号・方書  
転出予定日  
利用者用証明書シリアル番号  
住民日  
届出日  
転出入日  
前住所日  
前住所・郵便番号・方書

○オンライン申請情報

受付番号  
申請日時  
電話番号  
メールアドレス

氏名（漢字・カナ）

生年月日

郵便番号

住所

○神戸市課税情報

住基個人番号

世帯番号

カナ氏名

続柄

住民税課税情報

扶養情報

○生活保護受給者に関する情報

住基個人番号

世帯番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

適用日（開始・廃止）

世帯員保護適用日（開始・廃止）

○ホームレスに関する情報

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

現居住場所

○中間ファイルサーバにて入手した税情報

住民税課税情報

○何らかの事情により施設等に入所措置がとられている児童（世帯）に関する情報

○児童福祉施設等措置台帳情報

◎障害児施設台帳情報

◎虐待により施設等に入所措置が採られている障害者に関する情報

◎障害児施設に入所措置が採られている障害児に関する情報

○虐待等により施設等に入所措置が採られている高齢者に関する情報

住基個人番号

世帯番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

入所施設名・住所

入所等年月日

性別

措置自治体

○里子に関する情報

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

入所施設名・住所

入所等年月日

○令和2年度特別定額給付金に関する情報

世帯番号

氏名(アルファベット・カナ)

通称名

続柄

口座情報

○申請書・確認書記載情報

氏名

続柄

生年月日

現住所・前住所

電話番号

口座情報

支払方法

代理人情報

収入・所得情報

○進捗管理情報

進捗管理日付

進捗管理フラグ

保留フラグ

特例フラグ

◎視覚障害者に関する情報

住基個人番号

カナ氏名

生年月日

## 神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施について

### 1. 趣旨

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）を受けて、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（令和4年2月より支給開始。第111回（令和4年3月10日）保護審において諮問済み。）について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付（1世帯あたり10万円）を行う形での運用改善を図る。

### 2. 概要

- ①【非課税世帯等】基準日（令和4年6月1日）に市の住民基本台帳に記録され、令和3年度は課税世帯であったが、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税となった世帯（生活保護世帯含む・令和3年12月11日以降の入国者を除く）  
※既に給付金を受け取った世帯（受給資格のあった世帯を含む）は対象外
- ②【家計急変世帯】上記①以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、申請時点で①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯  
※令和4年1月以降の任意の1ヶ月収入×12ヶ月で判断

#### (1) 事務の流れ（別紙図を参照）

##### 【住民税非課税世帯等】

- ①住民課が、住民基本台帳より、基準日（令和4年6月1日時点）の住民データを抽出。
- ②市民税課が、神戸市課税情報データより、令和4年の住民税均等割りの課税状況を抽出。
- ③①②データを委託事業者へ課税情報システムを通じて提供し、委託事業者がシステム上で突合を行う。
- ④保護課が、生活保護データより、基準日時点での生活保護受給者を抽出。
- ⑤家庭支援課・こども家庭センター、障害者支援課及びくらし支援課が、虐待・DV等何らかの事由により施設措置となった者（高齢者、障害者・児、母子）を抽出。（施設措置を受けている者は世帯を分離する必要があるため）
- ⑥家庭支援課が、里子の情報を抽出。
- ⑦くらし支援課が、③～⑥を委託事業者へ提供（USB）し、委託事業者が突合を行う。
- ⑧⑦の結果、基準日時点で、神戸市の住民基本台帳に登録されているが、課税情報がわからない者（令和4年1月2日以降に神戸市に転入した者）について、くらし支援課が、福祉情報システムを用いて統合宛名番号を取得し、中間ファイルサーバーを利用し、他都市での課税情報を抽出（特定個人情報保護評価 実施済）。
- ⑨くらし支援課が、⑧（統合宛名番号を除く）を委託事業者へ提供（USB）し、委託事業者が、⑦のデータと突合し、対象者を抽出する。
- ⑩政策課が、令和2年度特別定額給付金口座データより口座情報を抽出し、くらし支援課が、

委託事業者に提供（USB）し、委託事業者が、⑨のデータと突合する。

⑪障害者更生相談所が、視覚障害者に案内・確認書の点字対応等を行うための、視覚障害者情報を抽出し、くらし支援課が委託事業者に提供（USB）し、委託事業者が、⑩のデータと突合する。

⑫⑪で精製したデータにて、委託事業者で進捗管理システムを構築し、データを取り込む。

⑬⑫で取り込んだデータと、進捗管理システム内の過去の支給情報を突合させ、支給済み世帯を除いた対象世帯を抽出するとともに、対象世帯に確認書の送付を行う（データ整合の結果、課税情報が不明の者については、申請書を送付する）。

⑭紙または電子での申請（e-KOBE）を受付、委託事業者にて一次審査を行う。審査は記載内容及び添付書類の確認、進捗管理システム上の情報の照らし合わせによって行う。一次審査で支給要件を充足していると判断した者については、並行して、振込データの作成を行う。

⑮⑭は市に納品され、市職員が二次審査及び支給・不支給の決定を行う。

⑯⑮を受け、市職員が振込処理を行うとともに、委託事業者から支給・不支給の決定通知を発送する。

#### 【家計急変世帯】

①申請者が申請書を神戸市HPから印刷若しくは専用コールセンターから取り寄せる。

②申請書を紙で受付、委託事業者にて一次審査を行う。審査は記載内容及び添付書類の確認、進捗管理システム上の情報を照合する。一次審査で支給要件を充足していると判断した者については、並行して、振込データの作成を行う。

③②は市に納品され、市職員が二次審査及び支給・不支給の決定を行う。

④③を受け、市職員が振込処理を行うとともに、委託事業者から支給・不支給の決定通知を発送する。

#### (2) 支給要件

上記「2. 概要」のとおり

### 3. 効果

事務処理やデータ管理のシステム化を行うことにより、膨大な数の資格対象者の状況データを管理し、正確かつ迅速に処理することが可能になるため、市民への速やかな給付金の支給を行うことができる。

### 4. 実施時期

令和4年6月上旬	住民基本台帳情報等の情報の収集開始
令和4年6月中旬	受理データを委託業者に随時提供、突合作業開始
令和4年7月上旬	進捗確認システム稼働
	【住民税非課税世帯等】確認書（申請書）送付・受付開始
	給付金振込の開始

## 5. 想定件数

支給対象者数

【非課税世帯等】約 25,000 世帯【家計急変世帯】約 500 世帯

## 6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

### (1) システム上の保護

- ①対象者特定に必要なデータ抽出や端末機の操作にあたっては、個人 ID による認証、パスワードの設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ②個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、施錠管理されたサーバ（進捗管理システム）で一括管理する。
- ③端末機とサーバ（進捗管理システム）はLAN回線により接続し、外部ネットワークには接続しない。
- ④媒体によるデータ連携を行うため、ウイルスチェックソフトでの検査を事前に行うことで、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

### (2) 運用上の保護

- ①端末機操作に必要なパスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ②施錠管理しているサーバ（進捗管理システム）の鍵の使用は、関係職員及び委託先システム担当者のみ限定する。
- ③電子データを記録した電子記録媒体にはパスワードを設定した上で、提供及び受領に当たって授受伝票により経緯を記録し、確認できるようにする。
- ④電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなくなれば、速やかに消去し、電子記録媒体はデータシュレッダー処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして破棄する。また、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- ⑤電子記録媒体の運搬にあたっては、庁舎内もしくは、庁舎に隣接する委託事業者が入居する建物以外に持ち出すことはなく、庁舎外（委託事業者入居建物）に運搬する際は、電子記録媒体を施錠可能なケースに入れ、業務時間中に複数の市職員によって行う。
- ⑥個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

### (3) 委託先事業者にかかる情報の保護

業務の外部委託にあたっては、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータの漏えい防止措置を施すなど、厳格に管理する。

- ①委託先に対する、データの提供にあたっては、データを記録した電子記録媒体（USB）のファイルにパスワードを設定した上で、直接手渡しすることを義務付ける。
- ②委託先に提供したデータは、事業終了後、電子記録媒体を返却させるとともに、速やかにデータを消去し、データシュレッダー処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして廃棄することを義務付ける。

